

平成25年第16回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年11月11日（月）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第28号 臨時代理の報告について（弘前市奨学金貸与者の決定について）
報告第29号 臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）
報告第30号 臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）
報告第31号 臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）
報告第32号 臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）
報告第33号 臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）
- 6 議案の審議
議案第39号 教育財産の取得申出について
議案第40号 指定管理者の指定について
議案第41号 弘前市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第42号 弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 山科 實 委員、2番 土居 真理 委員、3番 一戸 由佳 委員、
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係長 中田 和人、同総務係主査 太田 宏之

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成25年第16回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に4番前田幸子委員と5番佐藤紘昭委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が6件、議案4件ですが、報告第28号は奨学金の貸与候補者の個人情報に関する事項が審議されること及び議案第40号は他の指定管理者の指定に関する公表時期を合わせる必要があることから、当該議案の審議については弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、報告第28号及び議案第40号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようにお願いします。

○委員長（山科 實委員） 報告第28号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

（傍聴者及び教育政策課以外の課室かいの長は退席）

・報告第28号について

○委員長（山科 實委員） それでは報告第28号臨時代理の報告について（弘前市奨学金貸与者の決定について[追加募集分]審議します。

（非公開で審議—承認）

○委員長（山科 實委員） 次に議案第40号の審議に入りますが、準備がありますので暫時休憩します。

（文化財課長の入室）

・議案第40号について

○委員長（山科 實委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。議案第40号指定管理者の指定について審議します。

（非公開で審議—原案可決）

○委員長（山科 實委員） 次に報告第29号の審議に入りますが、準備がありますので暫時休憩します。

（退出者の入室）

- ・ 報告第29号について
- ・ 報告第30号について
- ・ 報告第31号について
- ・ 報告第32号について

○委員長（山科 實委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。次の報告第29号から第32号の臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）の4件は、再生可能エネルギー等導入設備工事に関わる案件のため、まとめて審査に供したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、報告第29号から報告第32号の臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）審議します。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 今回の報告第29号から第32号の城東小学校、堀越小学校、大成小学校及び東目屋ふれあいセンターへの再生可能エネルギー等導入設備工事についてですが、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号において、「1件500万円を超える教育財産の取得を申し出ること」については、教育委員会会議における議決事項であります。

当初、再生可能エネルギー等導入設備工事については、既存建築物（学校等）に工作物（ソーラーパネル等）を設置するものであり、かつ都市環境部スマートシティ推進室の予算により同推進室で発注及び設計がなされ、法務契約課において事務が執行されたものであることから、工事が完成し受け取る段階で教育財産の取得を申し出すればよいと考えておりました。

しかし、この工事により設置される工作物は完成後教育委員会に引き渡され、学校や教育施設と一体として管理することを前提に行われていた事業であることから、これまでの建物の改築等と同様に、教育委員会会議に「教育財産の取得申出」の議案を付議し可決いただいた後に工事に係る契約事務を進めるか、そのいとまがなければ教育長が臨時代理し、次の教育委員会会議に報告の上、承認をいただくべきであったとの結論に至りました。

そのため、本来であれば臨時代理した4月や7月の次に開催される教育委員会会議に報告するべきものでありましたが、今回、報告が遅れましたことをお詫びしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○学校企画課長（北嶋郁也） 報告第29号臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）説明します。平成25年度城東小学校再生可能エネルギー等導入設備工事に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる下記の事務を同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。

取得する教育財産の種類は、再生可能エネルギー等導入設備で教育財産取得表に記載してあるとおり、太陽光発電設備20kwと蓄電池設備15kwhであります。取得金額は設計額で4098万1500円、臨時代理した日は平成25年4月24日です。参考資料として工事の概要と簡単な図面を添付してあります。図面で南側普通教室棟の陸屋根に4段20列の太陽光電池モジュールを設置します。

引き続き、報告第30号臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）説明します。平成25年度堀越小学校再生可能エネルギー等導入設備工事に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる下記の事務を同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。

取得する教育財産の種類は、再生可能エネルギー等導入設備で教育財産取得表に記載のとおり太陽光発電設備20kwと蓄電池設備15kwhであります。取得金額は設計額で4197万9000円、臨時代理した日は平成25年4月24日です。これも同じく、工事概要と簡単な図面を添付してあります。東側普通教室棟の陸屋根に4段20列の太陽光電池モジュールを設置します。

報告第31号臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）説明します。平成25年度大成小学校再生可能エネルギー等導入設備工事に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる下記の事務を同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。

取得する教育財産の種類は、再生可能エネルギー等導入設備で教育財産取得表に記載のとおり、太陽光発電設備20kwと蓄電池設備15kwhであります。取得金額は設計額で4163万2500円、臨時代理した日は平成25年7月10日です。参考資料として工事概要と簡単な図面を添付してあります。西側普通教室棟の陸屋根に4段20列の太陽光電池モジュールを設置します。

先ほど説明があったように、今回の学校への太陽光発電設備については、市長部局の都市環境部スマートシティ推進室が所管する弘前市避難施設再生可能エネルギー等導入事業の一環として行われるもので、学校の体育館が避難所指定されていることから、今回、避難施設の維持を目的として太陽光発電設備を設置するものです。学校については以上です。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 続いて報告第32号臨時代理の報告について（教育財産の取得

申出について) 説明します。平成25年度東目屋ふれあいセンター再生可能エネルギー等導入設備工事に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる下記の事務を同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。

取得する教育財産の種類は、再生可能エネルギー等導入設備で教育財産取得表にあるとおり、太陽光発電設備20kwと蓄電池設備15kwhであります。取得金額は設計額で4217万8500円、臨時代理した日は平成25年4月24日です。参考資料として追加で提出しました、報告第32号資料をご覧ください。屋上の部分の平面図になっています。モジュールが4段10列、10kwが2基設置されています。2枚目を見ていただくと立面図ですが4段の10列が2基、45度の角度で設置されています。設置目的は、先ほど学校企画課長が説明したとおりです。以上です。

- 委員長(山科 實委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番(前田幸子委員) 城東小学校と堀越小学校ですが、金額的にちょっと差があるので、同じ城東電気なのにどういうところが違うのか。面積関係ですか。見る限りでは同じぐらいの大きさに感じますが。
- 学校企画課長(北嶋郁也) おそらく設備的には容量等同じなので供給的な部分の違いはありませんが、電線の配線等が施設によって蓄電池の置かれる場所など付属の部分で多少金額が違ってくると思います。
- 1番(山科 實委員) 2点質問があるのですが、教育政策課長に質問ですが、今回、報告が遅れたのは既存の学校施設に新しく再生可能エネルギー設備を導入するケースが初めてだったので、終了後の報告でよいとなったのか、それとも、教育委員会ではなく市長部局で進めている計画の中での設置ということが発端なのか。
- 教育政策課長(櫻庭 淳) 計画も設置ももちろん分かっていました。これまでは学校の改築というものはありましたが、今ある建物に新たなものを設置するとうことで勘違いをして、新たなものでそれが工作物だったので、学校自体と別に考えて引き渡しを受けてからとと思っていましたが、最初から教育委員会の財産になるものであり、管理をすることが分かっているものに関しては、従来の建物の改築と同じような考え方でやるべきでないかということに至り、大変申し訳ありませんが今日の報告となりました。
- 1番(山科 實委員) もう少して工事が終わりますね。それで改めてということになったのですか。
- 教育政策課長(櫻庭 淳) はいそうです。申し訳ありません。
- 1番(山科 實委員) 学校企画課長に質問ですが、城東、堀越、大成と今年は小学校で3校ということで全体計画があつて、順次何校かずつ、こういう設備がこれからも入っていくという事ですか。
- 学校企画課長(北嶋郁也) 今回、再生可能エネルギー導入関係は市長部局でやっていますが、例えば市庁舎の建て替え等も太陽光パネルを設置するとか、あるいは観光館

にも付けるとかいろいろ計画があるようです。

○1番(山科 實委員) 学校も入っているのですか。

○学校企画課長(北嶋郁也) 今回は学校の避難所に関しては、今のふれあいセンター、堀越小学校、大成小学校、城東小学校は今年ですが、この計画のなかで、平成26年度は大和沢小学校、福村小学校、朝陽小学校に太陽光パネルを設置する予定になっています。設置する学校は陸屋根でないと付けられないことから、教育委員会としてはスマートシティに陸屋根の学校を報告して、スマートシティで地域等を見ながら設置するという事になっています。

○1番(山科 實委員) 分かりました。ちょっと全体像が分からなかったもので。

○2番(土居真理委員) ワット数の規模的なものはどの学校も同じ容量と考えていいのですか。

○学校企画課長(北嶋郁也) 今回は20kwですが、基本的には避難所を最低限維持するための容量ということで、例えば今回、蓄電池設備15kwhですが、細かく言いますと、体育館の照明が6時間、職員室の照明6時間、トイレ照明4時間、電話24時間、パソコン24時間、パソコンプリンター24時間、テレビ24時間、携帯電話の充電24時間、電気ポットを10回位沸かせる、炊飯器を2回位炊ける、大体それ位の容量です。体育館6時間であれば一晩は維持できる、次の日充電されればまた夜に使える、最低限の部分ということで設置しています。

○委員長(山科 實委員) 他に質疑等ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) 他に質疑等がなければ採決にはいりますが、採決は1件ずつ行います。まず、報告第29号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第29号は承認されました。

次に報告第30号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第30号は承認されました。

次に報告第31号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第31号は承認されました。

次に報告第32号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第32号は承認されました。

・報告第33号について

○委員長（山科 實委員） それでは報告第33号臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）審議します。

○学校企画課長（北嶋郁也） 報告第33号臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）説明します。

平成24年度相馬中学校武道場新築工事に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号に掲げる下記の事務を同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。取得する教育財産の種類は建物であり、教育財産取得表に記載のとおり鉄骨造平家建、延べ面積362.51㎡の武道場であります。取得金額は設計額で8371万6500円、臨時代理した日は平成25年10月1日です。参考資料として配置図等を添付しています。1枚目の備考欄にあるとおり内容としては、柔剣道場、男子便所、男子更衣室、男子洗面所、女子便所、女子更衣室、女子洗面所、玄関ホールになっています。次に立面図、平面図を添付しています。

なお、今回の工事の名称について年度が平成24年度となっておりますが、これは文部科学省の学校施設環境改善交付金を、役所用語でいう前倒しで活用するため、平成24年度の3月に補正予算で財源措置しています。その関係で24年度予算を25年度に繰り越して実施する訳ですが、工事名称は平成24年度ということになっていきますので、一言付け加えさせていただきます。説明は以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 備考のところに便所とありますが、全て車イスが可能な状況になっているのか、この図面では分からないので教えてください。

○学校企画課長（北嶋郁也） ちょっと確認していませんけど、武道場に関しては多目的トイレにはなっていないようです。

○4番（前田幸子委員） 車イスでは使えないのですか。

○1番（山科 實委員） 入口にもスロープ等が見えないですね。

○4番（前田幸子委員） 造る方向にはないということですか。これからの時代だったら考えていただかなければいけないと思いましたが、どうでしょうか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 見学等ではそういう方が利用する場合もあるでしょうが、設計の段階で柔道あるいは剣道ということなので、そこまでは想定はしていなかったものと思われまます。

○4番（前田幸子委員） 設置を考える事は出来ないのですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 今からの設計変更というのはちょっと無理だと思いますので、今後、何らかの改修等が必要となることがあれば、その辺を考慮していきたいと思えます。

○4番（前田幸子委員） 予算の関係もいろいろあると思いますが、いつでも対応できるというか、改修する対応というか、その辺は考えておいていただければと思います。見に来る人ばかりでなくて、やっている子どもたちが例えば怪我をして、それでも自

分たちが参加して見たいという場合もあると思うので、その辺も考えていただきたいです。

- 1番(山科 實委員) 柔剣道場自体が開放施設の一つになっているのですか。
- 学校企画課長(北嶋郁也) 学校開放ですか。
- 1番(山科 實委員) 体育館は大体なっているかと思いますが、柔剣道場に関してはどうですか。
- 学校企画課長(北嶋郁也) 柔剣道場は、授業や部活動で使われていますが、一般の方への学校開放ではあまり使われていない気がします。
- 1番(山科 實委員) 記憶は定かではないのですが、青森県ではないですが、車イスの方々が剣道をやっているニュースで見たことがあって、今後の方向性として前田委員もおっしゃったように、社会的に開放するような場面もあるとすれば、そういうこともこれから考えていかなければいけないのかなと思いました。
- 委員長(山科 實委員) 他に質疑等ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 委員長(山科 實委員) それでは報告第33号を承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第33号は承認されました。

・議案第39号について

- 委員長(山科 實委員) 次に議案第39号教育財産の取得申出について審議します。
- 文化財課長(小野俊彦) 議案第39号教育財産の取得申出について説明します。提案理由ですが、史跡津軽氏城跡堀越城跡の保存と活用のために用地を取得しようとするものであります。教育財産表をご覧ください。それと同時に資料の位置図をお開きください。位置関係からいくと斜線をしてあるところの土地を取得するという予定であります。

施設名は史跡津軽氏城跡堀越城跡、取得する教育財産の種類は土地です。教育財産として取得する理由ですが、史跡津軽氏城跡堀越城跡の保存と活用のための用地を取得するものであります。財産表示ですが所在地が、弘前市大字川合字岡本163番地、地目は田、畑です。面積が7406㎡、所有者は相馬氏です。取得金額は予定額として、2129万2033円を予定しています。

位置図の太枠で囲まれている中が史跡地になります。今回は、史跡地と史跡地外と両方にまたがって取得をすることになっています。ちなみに、史跡指定地内は文化庁の補助対象となります。補助率は80%になります。以上です。

- 委員長(山科 實委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番(前田幸子委員) 今、買い求める場所の南側は必要としない場所ですか。
- 文化財課長(小野俊彦) 実はここはりんご畑であり調査をする対象にはなっておりますが、まだ追加指定になっていない所なので、将来的な課題として残っている部分ということになります。今のところ太枠で囲まれている所が史跡指定地の範囲内です。

- 4番（前田幸子委員） 可能性としてはあるということですか。
- 文化財課長（小野俊彦） 将来的に調査して痕跡があるようであれば追加指定という形になる可能性はありますが、現在のところは史跡の指定地としては太枠で囲まれた部分です。実は、堀越の街道沿いにも出丸が本来的にはあったと記録に残っています。ただこちらは宅地開発が進んでおり、将来的な課題として追加指定には残ると考えています。今現在は、指定地として太枠で囲まれたところが史跡の指定範囲となります。
- 1番（山科 實委員） もちろん分割して史跡の部分だけ買うという訳にはいかないの
で全部買ったと思うのですが、史跡外の部分に対しての利活用は堀越城の史跡に関する
ような使い方になるのですか。
- 文化財課長（小野俊彦） 実はこういう取得の仕方をしたのは、史跡地内に便益施設を
建てるのが出来ないため、隣接地として一括で購入してこちらに駐車場、トイレ等
の便益施設を建てることとなります。そのような方針でこのような買い方をしました。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは議案第39号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第39号は原案どお
り可決されました。
- ・議案第41号について
- 委員長（山科 實委員） 次に議案第41号弘前市立博物館管理運営規則の一部を改正
する規則案について審議します。
- 博物館長（土谷伸夫） 議案第41号は弘前市立博物館管理運営規則の一部を改正する規
則案で、提案理由は、弘前市立博物館の休館日を見直すため、記以下のとおり所
要の改正をしようとするものです。新旧対照表をご覧ください。現行では、
右側の方ですが第9条第1項第1号でもって、休館日を月曜日と定めていますが、こ
れを左の欄に記載のように毎月の第三月曜日に改めるものです。なお、附則で、施行
日は平成26年4月1日としています。
- 市では平成25年1月から、図書館、中央公民館、文化センター、斎場が休みの日を
毎月1回に改めており、今年4月からはそれ以外の複数の施設も休みを毎月1回に
改めているところがあります。その中で、博物館と市民会館が改修工事のために4
月から改める必要がなかったというか、改めることが出来ませんでしたので、リニ
ューアルオープン後の博物館は来年の4月、ちなみに市民会館は1月オープン予定な
ので1月から休館日を毎月の第三月曜日に改めようとするものです。以上です。
- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） お願いします。以外と皆に知れ渡っているようでいて知られてい
ないという傾向がありますので、是非、広報ひろさき他いろいろなもので、特に直後
の火曜日とか、またそうなった時には直後の水曜日とかややこしい部分があるので、
徹底して広報していただければと思います。

- 博物館長（土谷伸夫） 今、委員がおっしゃったように、広報ひろさき、他に博物館のパンフレットも直さなければいけない事情がありますので、広報をしっかりとやっていきたいと思っています。
- 1番（山科 實委員） 周知の方をよろしくお願いします。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは議案第41号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第41号は原案どおり可決されました。
- ・議案第42号について
- 委員長（山科 實委員） 最後に議案第42号弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案について審議します。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 議案第42号弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明します。提案理由ですが、弘前市立弥生小学校を弘前市立船沢小学校へ統合するとともに、弘前市立修斉小学校及び弘前市立草薙小学校を統合し新たに弘前市立裾野小学校を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。
- 添付の新旧対照表により改正の内容を説明します。表の右側がこれまでの条例であり、左側が改正後の条例となります。条例の本則第2号、資料では(2)小学校となりますが、小学校の表中、右側の「弘前市立修斉小学校、弘前市大字十面沢字赤坂1番地1」及び「弘前市立草薙小学校、弘前市大字大森字田浦12番地1」の二つの項を、左側の「弘前市立裾野小学校、弘前市大字十面沢字轡293番地」に改めるとともに、右側の弘前市立弥生小学校、弘前市大字弥生字弥生平580番地の項を削除するものであります。議案にもどりまして、附則として施行期日ですが、弥生小学校の項を削る改正規定は平成26年4月1日から、その他の改正規定、すなわち修斉小学校及び草薙小学校の項を裾野小学校に改める規定は平成28年4月1日から施行するものであります。前回の教育委員会会議で学校の統合についてお諮りしましたが、今回は学校の統合に係る市の学校設置条例の一部を改正する議案を市長に送付するものであります。説明は以上です。
- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第42号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第42号は原案どおり可決されました。以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成25年第16回教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時56分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐 藤 紘 昭